

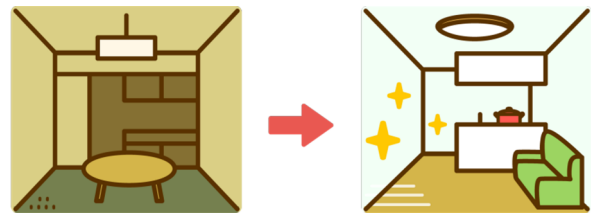
# 移住者提案型リフォーム事業

移住者提案型リフォーム事業による移住希望者を1世帯募集します。

- 登録された空き家を自分の思いどおりにリフォームすることができます。  
※リフォーム費用の上限：450万円
- 応募者多数の場合は、選考により決定いたします。予めご了承ください。

どこに重点を  
置くかは  
あなた次第!

自分好みの  
リフォームが  
できます!



例えば、キッチンまわりを新しく!



窓を大きく!

## 移住の定義

○本町出身者（Uターン）

県外へ住所を移し、在学期間を除き継続して5年を超えて県外に居住した後、再び町内に住所を定めること。

○県外出身者（Iターン）

町内に住所を定めたことのない方が新たに町に転入すること。ただし、町内への転入理由が転勤、赴任等の場合を除く。

## 応募要件

1. 平成27年1月1日以降に移住した者、または今後、藤里町に移住する予定の方で、平成29年3月31日までの間に当町に住民登録する方
2. 当該空き家に5年以上の居住がみこまれる方
3. 税、使用料等を滞納していない方
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方
5. 自治会に加入して、地域活動に参加していただける方
6. NPO法人秋田移住定住総合支援センターに会員登録頂ける方

## 選考方法

応募者多数の場合は、選考により決定いたします。

## 応募方法

別紙「定住促進空き家活用住宅利用申込書」に、次に掲げる書類を添付してください。

1. 申込者及び同居者の住民票の写し
2. 申込者及び同居者の収入を証明する書類（所得証明書等）
3. 申込者及び同居者の納税を証明する書類（納税証明書等）
4. 申込みに係る誓約書

## 応募期限

平成28年10月20日（木） 17:00必着

○リフォーム後の家賃

リフォーム費用	家賃
150万円未満	25,000円
150万円以上200万円未満	27,000円
200万円以上250万円未満	29,000円
250万円以上300万円未満	31,000円
300万円以上350万円未満	33,000円
350万円以上	35,000円

詳細については、下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

藤里町 総務課 企画財政係

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地

TEL : 0185-79-2111（受付時間 平日 9時～17時）

FAX : 0185-79-2293

Mail : kikaku@town.fujisato.lg.jp

